

米国に於ける学校社会事業の展開に就いて

寺 本 喜 一

On the development of school social work in the
United States. KI-ICHI TERAMOTO

序

一、米国に於ける学校社会事業の展開について

1. フィラデルフィア市形態
2. グリニッチ市 (コネクティカット州) 形態
3. ニューヨーク市形態
4. イリノイ州計画
5. デンバー市 (コロラド州) 形態
6. その他

二、米国に於ける学校社会事業研究成果の

序.

本報告は1956年8月より1957年3月まで、国際連合技術援助拡大計画による社会福祉研究資金によって、合衆国に滞在、児童福祉並に社会福祉一般の研究に従事した際の、「学校社会事業—School Social Work」に関する部分の現場報告である。

本研究を試みるに至った動機は、戦後に於ける日本の教育改革が取り残している問題として、学令児童生徒の福祉の問題がありわしまいかとかねがね考えていたからである。というのは、嘗ての Pestalozzi の学校は孤児院であり、Owen の学校は職域保育所としての使命を同時に果たしていたから、教育は現代よりもっと全人的な取扱い方の中に児童をおいていた。しかしながら、その後の社会機能の分化は、教育に就いては学校という茫大な機構を發展せしめ、一方、社会事業の機能は、「児童福祉」の分野をそれぞれ別個に發展せしめてきたが、一般児童の福祉はともかくとしても、学令児童生徒の福祉に関しては、社会事業は学校を無視する事が出来ない状態にある。否、大いに学校の人格形成について大きな期待をかけている。所で、学校の自覚としては、教授或は訓練と言った時間割にのつている以外の児童の問題に関して、即ちそれは教育ではないが、児童の福祉に関係する問題、言えかえるならば、貧困児童の問題、不就学長欠の問題、年少労働の問題、嫌学の問題、人格障害の問題、少年非行の問題、これらが、如何に、教授

日本に於ける適用について

A. 「学校社会事業」とは何か。

1. 基礎概念
2. 学校社会事業の組織並に機構
3. 学校社会事業に於て取扱う問題
4. 学校社会事業員の養成及び訓練
5. 学校社会事業の技術

B. 将来の展開にあたっての私見

や訓練を日夜、阻害しているかについて、心配しないものはないと思われる。然しそれらは時間割以外の事である。時間割以外の事を教育の仕事として、レールにのせてゆく事は、八時間の労働基準法の規程下にある教育労働者としては考える余裕のない事であろう。しかし、教育労働者の対象たる児童は、時間割の上のみ、鯛のようにきちんとのっているのではない。戦後、コア・カリキュラムという考え方が入り、小学校に於いては特に、時間割を超越しての人格形成が試みられた事がある。現在に於いても本質的にはこの考え方がなくなる筈はないと思う。八時間労働の中でもなし得る工夫もあるからである。フロイド的な見方をするならば、Super-ego (超自我) が発達し始め、性的衝動がもっとも潜在している小学校の年令段階に於ては、児童は未分化の状態に於いて扱われる事が、教授についても、人格形成についてもよい効果をもたらすからである。しかし小学校の場合に於いても入学以前に既に心身の障害を受けた児童の取扱いに於ては更に児童福祉的な取扱い方が必要となる。

しかし中学校の段階になってくると、児童の知識的欲求は高まり、一方、性的衝動が、児童の情緒を不安定にする。更に、児童をめぐる社会的条件が、複雑化し、深刻化してくる。児童自身にも体力が出来て、多少の労働に従事し得るという状態に到達する。こうした時に、児童の知識的欲求に答えるための時間割は、教科の専門と

いう事によって整備されるが、それ以外の分野について、特に人格形成と関連の深い生活指導の分野についての時間割整備は、教科別の専門をもつ教師にとっては、教科に於ける人格形成を越えて例えば校外補導の如きは困難となってくるであろう。ここに、これらの問題を解決する方法として、社会事業分野からの援助を学校の中にもたらす事が出来まいかという考えが、私の念頭を去らない。たまたま、合衆国に於いては、これらの援助が、既に三十年の歴史を持ち、また、最近十年間に於て急速に整備展開されつつある事を知ったのが、私の米国に於ける本研究に熱意を持たしめた大きな理由である。

一、米国に於ける学校社会事業の展開について

米国に於ける学校社会事業の展開については、一定の体系が完成されているとは言えないが、はっきり指摘出来る二点は次の通りである。その一つは、地域社会の人口規模によって、その形態が違ふという点である。即ち学校社会事業は、地域社会のもつ児童福祉問題の内容によって左右される事が大きいということである。その二には、学校社会事業が、学校内機構として整備されているものと、学校外機構として発展しているものがある事である。即ち、前者は学校内のケースワーカーとして整備され、後者は教育委員会が管理する児童相談所 (Child guidance clinic) 等として発展している場合である。後者のあり方をニューヨークやニュージャージー或いはサンフランシスコに於いて見たが、学校社会事業としての本格的な展開は、学校内機構としての前者の場合の展開であろう。以下人口規模によっての様々な学校社会事業の形態を記述して見る。

1. フィラデルフィア市形態

フィラデルフィアは人口 190 万であるが、当市の公立学校制度の中に於いては、学校社会事業が非常に明確な形態を持ち、関連分野との間に総合的の連けいを保って実施されているのを見た。市教育委員会事務局内の機構として生徒人事相談部 (Division of Pupil Personnel and Counselling) を持ち、この部局が学校社会事業を管理している。この組織の根軸となるものは、各学校配置の常勤専門職の 224 名のカウンセラー (Counsellor) である。このカウンセラーは心理学者ではなく、社会事業の専門職である。日本的に訳語をすれば、福祉教諭或いは相談教諭と云はれるべき人々である。中等学校に於いては生徒人口 2,000 の場合には、一校三名のカウンセラーがおかれている。小学校に於ては未設置のものが、相当

にあるが、設置校に於いては普通の教員の中から希望者を募り、これに対して社会事業に関する知識を現任訓練の形式にて与えた後は、専門職として勤務し、授業は担当しない。その名称は counselling-teacher (相談教諭) としている。counsellor (中等学校) counselling-teacher (小学校) いづれも、専門職として生徒の行動について、人格について、学業について、出欠について、職業的関心について、家族関係について、友人関係について、生徒を援助するケースワークに専一している。これらの Counsellor は教育委員会内の十名の Supervisor (指導主事) の指導管理を受けている。

当市の学校社会事業の発足は、その当初、私設の社会事業団体である White-William 財団が多年に般って、資金並に人材を提供して、公立学校内に於いて、学校相談事業の現地教示を行ってきた事に起因している。その後、関心をもった学校 (中学校) 側に於いて、非常勤の形式に於て、授業の傍らに counselling に従事する教員を任命して、この発展を助長したものであって、その当初の自然発生的自発的活動が、公立学校内の制度として、今日確立されるに至った経過はまことに興味深く、我々の学ばねばならぬ点である。

当市の教育委員会機構の中には所謂 division of guidance (指導部) なるものが存在しない。これは社会事業的観点から、特に興味ある点であって、「ガイダンス」なる術語は社会事業用語としては、特にケースワークの技術内容に関連して、極めて感懐しい言葉である。この事に関して学校社会事業の定義の項に於て後述するが、当市の教育委員会では、ガイダンスは教育内容そのものの一部であって、それは各学校が独自の立場で運営してゆくべきものと考えガイダンス計画は教授の内面的部分として、教師の教授技能に信頼されるべきものとしている。即ち、それは、児童相談とかケースワークとか言った生徒の人事サービスの分野には入るものではなく、即ち、それは「児童福祉」の分野に属するものではなく、「教育」即ち、教授或いは人格形成の分野に属し、教師の担当する教育内容としている事である。

上述の Counsellor 組織は、attendance worker (出席督励員) 並に work-permit (= employment certificate) worker (職業許可相談員) の組織と相まって、上述の Division of Pupil Personnel and Counselling を構成し、義務出席の公教育の実施を支えている学校制度内の児童福祉分野である。attendance worker は学校内機構ではなく、教育委員会直属であるが、七つの地域事務所を全市に置き、七名の Supervisor (管理員) と百一名の attendance worker を配置し、公立学校のみなら

ず、私立学校も含めて、全市の児童の出席督励に従事している。この出席督励は日本に於ける就学奨励とは多少意味を異にしている。日本には就学率の高い事を世界に誇る考えがあるが、出席率について、かってこれを誇示した事は一度もない。現在の文部省の長欠調査についても、継続、断続について年間五十日以上のもを調査するという呑気さである。出席督促については学校教育法施行令第二十条（昭28.10.31）によって、7日間出席せず、その他出席状況が良好でない場合、保護者に正当な事由がないと認められる場合を不法とするとしているが、単に市町村教委に生徒の出席督励を保護者に対して督促させるにとどまり、これ以上の強制手段としての第九十一条の罰則適用に至るまでの、市町村教委の義務を何等指示する事がないから問題の解決を軽易なものについても重症に至るまで放置している呑気さである。

フィラデルフィアの出席督励員は、担当教師より、不法欠席三日以上に及んだ旨の通知を受けた時は、直ちに活動を開始し、保護者に対して、この旨の書留便を送り、担任教師に対しても、この処置のとられた報告をする。この通知があつて三日以内に、理由なく、生徒が登校しないならば、出席督励員は直ちに、これをMagistrate（簡易裁判所判事）に通知する。判事の出頭命令によって出頭した保護者が、Compulsory School Attendance Law（学校出席義務法）に明らかに違反した場合には二弗並びにその費用の罰金刑の即決が行われる。再犯になると五弗になる。罰金支払をなさない時は5日以内の拘置を受ける。私はこの現場を教育委員会事務局構内の一部に於ける裁判に於いて見聞する事が出来た。それは、自動車交通違反と同じような、無雑作な気楽な取扱い方で実施されていた。日本では、このような無雑作な実施は不可能と思うが、日本に於ける法律の取扱いは重々しく物事がこぢれるまでは法律を使わないから出席督励のための法律など死法になっているのではないかと考える。

生徒の長欠については、年少労働問題が深い関連をもっている。フィラデルフィアでの出席義務年令は8才から17才になっている。しかし16才になれば年少労働法の規程に従って働いてもよい。又15才であっても、労働許可を受ければ、農業や家事労働に限って従事することが許可される。もしこの際に雇用関係が解除になった場合は雇用主はこの事を直ちに教育委員会に通知しなくてはならない。そして、児童の学校復帰が始まる事になる。この為にWork-permit workerとattendance workerとの連絡は密接になる。フィラデルフィアの年少労働は即ち学校教育の中に於て認められているが、就学に就い

ては高等学校卒業が準義務教育とされている訳である。Work-permit workerは教育委員会に所属し四つの地域事務所を持ち、2名宛の管理員が、若干名の事務員を使ひ更に医師による児童の健康診断を労働許可の条件として活動している。

以上の長欠児童や年少労働児童の学校復帰にあつての学校定着の努力は学校内のcounsellorの任務となる。このcounsellorの任務に関して、米国に於ける学校社会事業の一般的傾向としては、attendance workerを解消し、これをvisiting teacher（訪問教師）と統合し、これを学校社会事業の専門職（School Social Worker）とする方向にある様である。現にフィラデルフィア市の所在するペンシルヴェニア州に於いては、attendance workerとvisiting teacherの統合としてHome and School Visitorの制度を一般化している。しかしながら、人口190万をもつ巨大なフィラデルフィア市に於ては、attendance workerとCounsellorの二本立となる事は避けがたいであろう。それはattendance workerには、簡易裁判所に於ける出席督励や、少年裁判所に於ける少年非行主として怠学の通告や保護者の児童放任虐待についての告発など社会事業の方法としてのケースワーク技術とは矛盾する公教育強権の発効を必要とする事件が相当数にのぼるために止むを得ないところであろう。人口40万のデンバー市においては、このattendance workerの仕事は、School Social workerの中に吸収され、公的強権発効は、教育委員会内の少年裁判所連絡官の手によってなされていた。

フィラデルフィア制度の成功は、児童の教育計画とは別個に、児童福祉の観点から児童問題を処理する上述のDivision of Pupil Personnel & Counsellingの機構をつくった点にある。この部長は元、少年裁判所のprobation officer（保護観察官）の任務をつとめた人が選ばれている。この部局の重大な任務の中にCase Review Committeeの運営がある。この「事件調査委員会」は教育長の諮問機関であり、生徒人事相談部、保健部、特殊教育部の部課長、公聴担当の教育次長並に地区教育長によって構成されており、現在までに扱った事件中には、激情（temper-tantrum）、性的暴行、強姦、放火、幻覚、脳障害、猥褻行為、性的倒錯、自殺未遂、兇器傷害、窒息未遂等もある。これらの異常事件の外に学校ケースワークを拒否する保護者の取扱いという困難な問題も取扱われる。そして保護者はこの委員会に於いて、児童の問題に就いての彼等の意見の陳述が求められ、この結果、ケースワークが軌道にうまくのる事もある。この委員会には問題児童の処理についての最高機関となっている。

この委員会が扱う問題児の中で情緒不安定な児童については、フィラデルフィヤ市教委は“Orthogenic disciplinary School”「発達修正規律学校」という特殊施設をもっている。これに二種類あって、一つは治療ホームであり、他は、バスによる通園施設である。

前者を Shallcross school と云い、当初、少年裁判所関係者並に多くの市民団体の熱意によって開設された。この学校は非行を起すまでには至らないが、欠損或いは不安定状態にある家庭のぎせいとなっている児童を収容する一時保護 (intermediate) の施設となっている。この施設は現在男子の収容に限られており、女子の収容に対する希望もあるが、未だ実施にまで至っていない。発達修正は、半日の教科と半日の実習の課程で実施されている。個人個人のニードに対しては前述の co-counsellor が居て相談を受け、家庭復帰にあたっては家庭連絡に努めている。職員、設備ともによぐれ、全体の空気が極めて和やかである、それは正しく学校のもっている児童福祉施設である。

後者の通園施設は Daniel Boon School と云ひ、印刷、機械工作、自動車修理等、職業課程が整備されており、特に離職、失職等の職業不適応を示した児童を収容し、これらに半日のアルバイト的な職業をあつせんし、他の半日を学校に通園せしめて、その再調整に努力しているのが大きな特長である。

当市に於いて使用されている counselling 或いは counsellor の名称は臨床心理学的用語を思わせるが、その実質は社会事業的方法としてのケースワークの技術に基礎をおいている事は注意すべき点である。

2. グリニッチ市 (コネクティカット州) 形態

フィラデルフィヤに対してグリニッチは人口四万の整頓された小都市である。ここでは Attendance worker の任務は visiting teacher の任務の中に吸収されている。コネクティカット州の教員免許状には Visting Teacher 或いは Pupil Adjustment Teacher (児童調整教諭) の種目がある。グリニッチ市学校社会事業の原則は次の如く述べられている。「教育計画は個々の児童のニードに応じてそれぞれ必要な適用を行うという一般原則に関連して学校社会事業は実施される。」、当市で扱われている問題としては、長欠問題、学習態度、感乱的或いは拒否的行動、未成熟性、恐怖心、吃音、保護者の非協力或いは無理解等があげられ、問題の早期発見と防止にケースワークの重点がおかれている。当市の学校社会事業員は市教委の Division of Research and Guidance (研究指導部) に属しているが、配置された学校

の教員組織の一員でもある。従って、市教委研究指導部長と校長とに、それぞれ任務内容に就いて二様の責任をもっている。即ち、ケースワークの技術や記録の処理などについては、研究指導部長の管理を受けるが、ケースの処理、撰択などについては、校長に対して責任をもつ。

学校社会事業員は各々三つの小学校 (生徒人口集計約 1,200 名) と同じ学区の一中学校への巡回指定を受ける。毎週各校一日当り四校を巡回する。巡回日にあたる学校に於ては、家庭訪問、施設との連絡会議、生徒に対するケースワーク、並に教師との相談或いは助言等を行ひ、時としては少年裁判所の審問に参加する。毎日終業時には研究指導部に報告する。又、毎週一日はケース記録整理のため、終日研究指導部に勤務する。学校社会事業員は、学校内に個室をもつ。理想的には心理学者並びに remedial teacher (学業遅滞児に対する個別指導教師) 等と共に使用出来る二室があるのがよいとされている。学校を巡回しない場合に、この個室は他目的に使用して差支えないが、一定の部屋が定められておらねばならない。この部屋には児童のための遊戯器具が具えられてある。

唯、グリニッチ市に於いても、「学校社会事業」が機能的に明解さを欠いている点がある。それは、高校に Guidance Counsellor という制度がある事である。これは社会事業員ではなくて、進路指導に従事して所謂生活指導の一部を行っている。

3. ニューヨーク市形態

ニューヨーク市は人口 800 万の巨大な都市で、777 の公立学校に百万以上の児童を収容し、しかもそれが極めて異質的なまた移動的な人口で構成されている。当市の学校制度は非常に巨大であり、学校社会事業的観点より、これを見る時は、非常に錯雑した印象を受ける。しかし、その主体は教育委員会機構中の Division of Child Welfare 児童福祉局 (この中に Bureau of Attendance 出席督励部、Bureau of Child Guidance 児童指導部、Bureau of Specil Education 特殊教育部等) の事業である。この児童福祉局と最も多く関連のある機関として、New York Youth Board [青少年局] があり、市長の直属機関として、青少年の指導、特に少年非行の原因排除に努力している。

Bureau of Child Guidance と New York Youth Board との共同事業として、Referral Unit (社会資源委託班) がある。この Referral Unit と Bureau of Child Guidance の仕事は、少年防犯に関しては、共通の対象を奪い合う場合もあるので、活動地域の分担につ

いての申合せが出来ている様である。そして 11 ある Referral Units の中で 9 ままでが Bureau of Child Guidance の職員が転用され、Youth Board 自体の職員による Units は二つにすぎない。Referral Units は深度の治療ケースワークを行うのではなく、非行の早期発見に重点を置き、ケースの種別によって有力なる他の社会事業機関に出来るだけ早く、児童の委託 (referral) を行うのである。従って Youth Board は多くの社会事業機関との間に委託のための契約をとりむすんでいる。Youth Board の理論として、“Reaching out to the Unreached” (届かぬ所まで手を伸す) の考え方があり、ケースワーク理論と一見矛盾するように思われるような Aggressive casework (攻撃ケースワーク) という方法を取って積極的な家庭訪問を行っている。一名の管理員と四名のケースワーカーによって一班を構成し、非行多発の地区別の事務所配置されている。

Referral Units の早期処理に対して、Bureau of Child Guidance の理論は、精神医学的ケースワークによる問題児童の深度治療方針である。地域毎に拾の分室をもっているが、精神医学者、心理学者、精神医学的ケースワーカーの協力チームを編成している。これは大体、William Healy の構想による Child guidance Clinic (児童相談所) の型に入る。この Bureau of Child guidance の仕事は 25 年の歴史を持っており。当初 27 名の職員で出発したものが、300 名の職員 (29 名の精神医学者、88 名の心理学者 108 名のケースワーカー 75 名の事務員) にまで発達した。児童の委託は校長を通してなされるが、学校訪問は週一回である。扱われる問題の種類をあげると過度活動、過度注意散漫、分裂行動、嫌学、神経症的機制、過度未熟、読力障害、失語症、激情、筋肉運動不調等があげられている。この Bureau of Child Guidance の悩みは異質的多数の生徒人口を持つ公立学校内の問題を如何にさばくかというケース量の問題である。少年非行の防止について、早期発見委託方針の Youth Board の Referral Unit が誕れたのは、深度治療の量的空隙を埋めようとするものであろうか。

ともかく、ニューヨーク市に於いては、学校内機構としての会校社会事業は存在していない。青少年児童問題について教育委員会は非常な関心を持っているが、それは学校社会事業と言った体系をもって整備されるためには、各機関がそれぞれ各自に巨大に発達し、その活動が錯綜しているかのような印象を受ける。

4. イリノイ州計画

シカゴは世界に於ける少年裁判所の最初の土地であり、

William Healy の青少年研究所を始め心理学者社会学者などによる少年非行防止の多くの企画がなされたが、学校社会事業としては整備されなかった。しかるにシカゴを除くイリノイ州全般については、異常児童に対する特殊教育 (Special Education) の名称で、学校社会事業に対する州計画が完成している。異常児童というのは、精神障害児、身体障害児及び不適応児童 (The Maladjusted) の三つをあげている。而して、この最後の不適応児童の取扱いに対して、visiting social counsellor (訪問社会相談員) の制度を樹立した。そして問題の早期発見のためには小学校からこの制度をとり入れねば時期を失ずるとしている。これを学校内の予防的精神衛生サービス (preventive mental health service in the school) と定義し、治療読書、心理学或ひは精神医学サービス、生活指導、或いは出席奨励のサービス等それぞれ重要性をもっているが、不適応児童に対しては何よりも先ず visiting social counsellor による学校社会事業の樹立をもって、これを整備しようとしている。唯、私見としては、「特殊教育」という内容と社会事業の方法たるケースワークの内容とは、一致しない分野が存在しているが、日本に於ける学校社会事業の萌芽のためには、特殊教育関係者の中に最も多くの理解者を求めうるかもしれぬと思われる点もあるので、この意味からイリノイ計画は参考になるであろう。

5. デンバー市 (コロラド州) 形態

当市の人口は約 40 万であり、前述のグリニッチ市の人口 4 万規模に於ける学校社会事業が、恰度そのままデンバー市に拡大し一層統合された形態をもって展開されているような印象を受ける。約百の公立学校に 30 名の School Social Worker が配置されている。駐在本部となる home school を持ち、そこから他の学校を訪問する。サービスする学校では何処でも教員組織の一員として、校長の管理を受けるが、週一回は教育委員会の Division of Pupil Personnel (生徒人事部) の管理員 Supervisor に報告し、ケース記録の要約を残してゆく。社会事業員の面接室は養護教諭と共用される場合も専用の場合もあり、更に dean (訓育部長) や副校長などの訓育関係者の近くに場所を占めている場合もある。その他はグリニッチ市と大体同様な行き方である。

6. その他

カリフォルニアでは学校社会事業員が、学校心理測定員、学校相談員、児童福祉員等と並んで、教員免許種目の中に 1956 年 9 月 15 日以降に入るようになった。テキ

サス州では visiting teacher と counsellor と school nurse とのチームが編成されている。コネクティカット州も、school social worker, School psychologist, School counsellor チームを規定している。Georgia 州 Florida 州は、visiting teacher を州制度としている。ミネアポリス。インディアナポリス。ピッツバーグにも学校社会事業の形態が見られる。

二、米国に於ける学校社会事業研究成果の日本に於ける適用について

A 「学校社会事業」とは何か

1. 基礎概念

デンバー大学とカリフォルニア大学では「学校社会事業」という教科を見た。Council on Social Work Education は社会事業大学に於ける「学校社会事業」の基準を定めている。この協会は“School Social Work is Social Work Service offered in School Setting”と定義している。学校社会事業の実践形態は上述の如く各地に於いて展開されているが、counsellor; counselling teacher; visiting teacher; visiting social counsellor; home and school visitor; pupil adjustment teacher; attendance worker; child welfare worker 等、各種の職員の名称があり、又、counselling; guidance; pupil personnel service; personnel guidance service; special service; special education; casework 等、様々なサービス名称があり、その間に、その内容や方法についても異なるものがあるが、概念的に混乱がみられるが、一般的には“School Social Work”で統一されその基本は Casework であると考えるのが大体の傾向の如く思われる。ここで、私は「学校社会事業」の定義を次の如く考える。「学令児童生徒の就学並に学習を阻害する社会的条件並に社会心理的条件を排除するために、学校の場に応用された社会事業を学校社会事業という。」ここで社会事業の用語を更に説明する必要があるだろう。それは嘗ての救貧事業の領域を超えて、専門職能技術として発達を見ているケースワークを意味する。即ち学校の場に於けるケースワークである。学校社会事業は教授効果をあげる援助をするが、「教育」そのものではない。それは Guidance (生活指導) などの如き人格形成でもない。それは傷ついた人格をいたわる役目をする事によって Guidance の前提条件をつくるが、人格形成そのものではない。人格治療という事は出来よう。ケースワークは Counselling という心理療法をその一部に含有しているが、社会資源の活用という社会的措置を

より多量に含んでいる。即ち、出席督促や年少労働の相談許可、家裁への連絡、福祉事務所への委託などの多くの仕事を含んでいる。従って学校社会事業は教育の領域から、はみだしている部分が多い。即ち、児福福祉と教育の両領域の交叉する所に発生するという事が出来よう社会的に心理的に就学や学習に堪えられない条件にある児童は、教授や人格形成のための条件が揃っていないから、所謂、教授効果があがらないばかりか、却って、教授や指導のみでは逆効果をもたらすのである。それは教育を越えた児童福祉の分野である。フィラデルフィアの Dr. Smalley はその論究、“The Significance of Believing—for School Counsellors (1952) 並に “School Counselling as Social Work (1954) に於て、Life Force を信じ、人間関係の効験を信じ、社会制度としての学校を信じている。これらの信念は科学的なものではないが、教育も児童福祉もこの人間信仰の基盤の上にならなっている。しかし、日本に於いては、この人間信仰が確立していない。それは人口の過多や、人間の身分的階層によって、生命を恐れ、関係を恐れ、制度の濫用搾取を恐れている。このような人間信仰の信念の樹立が日本に於ける学校社会事業確立のための土台とならなくてはならない。

2. 学校社会事業の組織並に機構

本稿については、既述せる章節の中にしるされているので、それを整理するための図表を次にかかげるにとどめる。この場合、デンバーの制度を基準的なものとして考える事が便宜であろうと思う。

3. 学校社会事業に於て取扱う問題

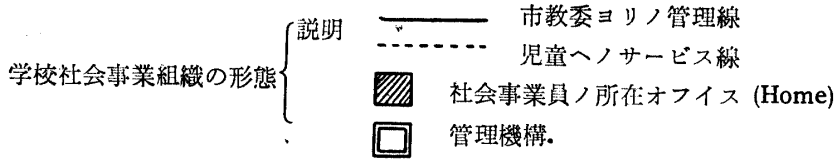
取扱う問題は次の種類の中に大体含まれる。

(イ) 不就学長欠問題

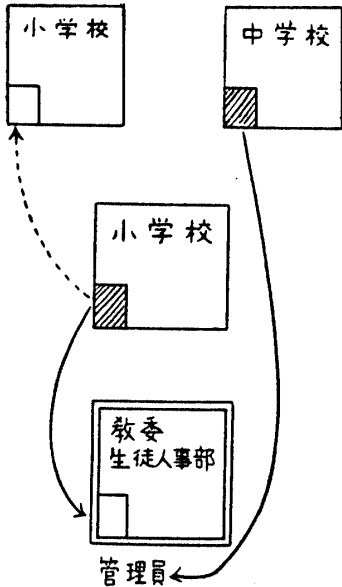
出席点呼或いは集計は機械的処理である。これは教科の教師或いは書記によってなされる。不就学長欠、不正出欠、遅刻或いは早引については年少労働、或いは怠学、嫌学の関連に就いてのケースワークが必要である。更にこれは少年非行への発展を事前に防止する事を含んでいる。

(ロ) 保護者の怠慢放任 (親) の問題

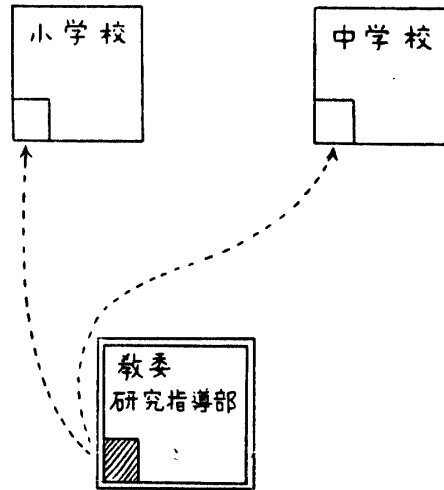
我国に於いては被保護水準すれすれの所謂 border line 低所得階層が著るしく多い。これらの家庭は有形無形に児童の早期労働を求めている。そしてそれを親として要求するのは当然という考え方が残存し児童の人権に対する社会的自覚に乏しい。従って、児童の就学や学習を阻害する条件としての経済的問題について、即ち、修学資金、教育扶助或いは給食費並に修学旅行費の支出など



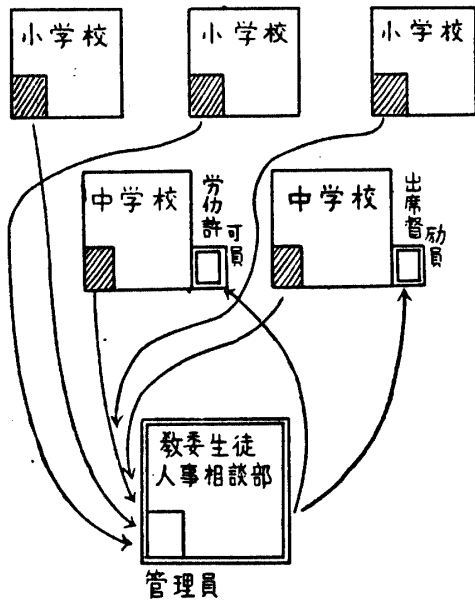
1. デンバー市形態
(人口 400,000人)



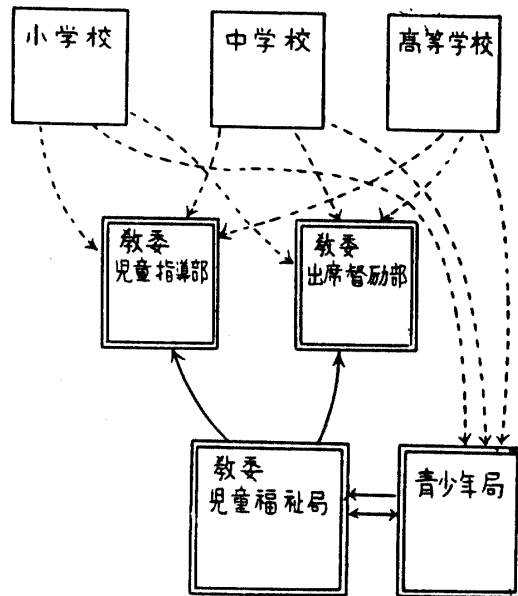
2. グリニッチ市形態
(人口40,000人)



3. フィラデルフィア市形態
(人口 1,900,000人)



4. ニューヨーク市形態
(人口 8,000,000人)



に関し、児童欲求に就いて、社会福祉主事との連絡を必要とする場合が多い。又、以上の如き経済的問題から生ずる放任の外に、親の精神的放任或いは虐待について少年非行が発生する場合がある。この場合には当然、子の

ケースワークを通して親のケースワークに及んでゆく事になる。学校社会事業は親の更生を計るのではないが、子のために親の理解を形成するのである。親でない親に対する場合など、法執行に関する多少の知識を具えてお

く必要もあるし、家庭裁判所への移管などの問題も起る
 (イ) 人格並に行動の問題

本項については上述の記述の中に多くが含まれているから、ここに再述しないが、学校社会事業の特色は予防的な精神衛生にあるので、出来るだけ早期に問題を発見するにあたって、担任教師とケースワーカーとの協力が非常に大切である。精神医学者への委託も大切な仕事となる。

(ロ) 学業の失敗或い遅滞の問題

本項は進路指導や職業指導と関連がある。仮性精神薄弱があり、精神薄弱児童についても社会生活能力の判定が必要であり、心理測定員との連絡が必要であるし、又、特殊学級との連絡が必要となる。家庭教師の世話も必要である。

4. 学校社会事業員の養成及び訓練

米国に於ては学校社会事業員の資格は、社会事業大学院卒業の修士を要求されている。しかし、フィラデルフィアでは、小学校の **Counselling teacher** は教師の中からこれを選び現任訓練を行っている。教師と社会事業員は本質的に相違しているものをもっており、教師は人格形成者であり、社会事業員は人格治療者であるが、米国に於いても **Guidance** や **counselling** や **Casework** のそれぞれの内容について混乱がありながら成長しつつあるので、日本に於ける現段階に於いては、教師の中から選択されてゆく事が、発達を助成する事になるのではないかと思う。そこで、私は「福祉教諭」という名称を考えている。ハワイに於いては衛生教諭 (**Health Coordinator**) という制度があって身体衛生のみならず、精神衛生の面をより重大に扱っていた。ついであるがハワイにも **Counsellor** の制度があったが集団指導や生徒会の指導まで扱っている点、日本の生活指導のやり方と似た事情にあった。しかし、所謂生活指導のままでは学校社会事業は発展しようはない。

フィラデルフィアの現任訓練は二カ年間に般り、最初の一年は週一日半、第二年は週半日をあてる。その訓練科目は次の通りである。

- (1) 面接技術 (2) 学校内施設研究 (保健施設・給食施設・心理測定施設その他の特殊施設) (3) 地域社会資源研究 (社会事業機関或いは施設) (4) 児童発達
- (5) 事例研究などが挙げられている。

Pennsylvania 州は **Home & School Visitor** のためには次の如き経験や知識を要求している。

(経験) 公立学校に一年以上の教授経験、或いは社会事業機関に於ける一年以上の実地経験、或いは、社会

事業大学院在学一年以上の在籍、以上は大学卒業の学士であること、そして大学においては次の単位を修了している事を要求している。

教育学 (六単位以上) —— **Home & School Visitor** 制度、精神衛生、出席計数 (**pupil accounting**) 面接技術、両親教育、測定及評価、教育と経済福祉、学校と地域関係、

心理学 (四単位以上) —— 社会心理学、異常心理学、行動問題、児童保護及発達、児童後期の問題、特殊児童心理学。

社会学及社会事業 (六単位以上) —— 児童と社会、児童調整ケースワーク、児童福祉、家庭と学校、家族論、社会事業入門、青少年非行、社会事業実習。

児童福祉関係法規 (二単位以上) —— 学校義務出席法、学校調査、州年少労働法、連邦労働基準法、防疫法、公的扶助、その他児童の保健福祉に関する法律。

学校社会事業員の米国に於ける将来の発展に就いては、学校を場とする **Generic social worker** (生徒の人事一般について多様な世話をするケースワーカー) となるか、児童相談所に於けるが如き、精神医学者、心理学者とのチームによる精神医学的ケースワーカーとなるかは予測しがたい所であるが、日本では、前者の形をとって福祉教諭として外部の精神医学者や心理学者と協力してゆく方が伸びやすい様思う。

次に **Council on Social Work Education** の要求する基準をあげてみよう。

1. 社会事業 —— a. 現代の社会福祉計画 b. 学校社会事業 (発達史、学校並に児童に関する法規、学校と地域関係、社会政策)。
2. 人間の成長と行動 —— (発達、集団心理学、集団訓練、情緒的或いは精神的障害、学級内人間関係動学)
3. 社会事業実践 —— (ケースワーク、グループワーク、ユムユニティオーガニゼーション)
4. 研究調査
5. 学校現場実習 (ケースワーク、教育目標、教師論、学校管理、学校施設、カリキュラム、地域関係)

5. 学校社会事業の技術

学校社会事業の最も重要な技術はケースワークである。児童数は多いので、短期面接か深度面接かのケース選択が非常に大切になる、児童の問題は当然、家庭をまきこむ事になるので、家庭診断が大切となり、家庭訪問が必須となる。保護者へのケースワークは必ずしも成功しない。親のケースワーク妨害に二通りある。知的父兄の拒否妨害と、困窮父兄の放任妨害である。両者ともに

頑迷な親である。これらの親に対しては両親教育が先決となるが、これが間にあわないから、手を伸ばしゆく (reaching-out) 攻撃ケースワークも必要となる。時には法的措置についての解説説明も必要となる。しかし、法的措置をとるのではない。最悪の場合に法機関に委託される事を解説説明する事によって、父兄の協力が構成される場合のある事を意味する。

学校におけるケースワークは教師との協力によって始めて可能となる。ケースワーカーは教師の役割や児童に対する教師の感情を理解しなければならない。問題は行動の早期発見について、教師を援助する立場に立つ。教師へのよき相談相手となることは非常に大切な技術である。

学校ケースワーカーは社会資源の知識を十分に持ち、それを活用する努力が日常なされていなければならない。キャンプや里親委託なども児童の適応早期調整の方法となる。又、教科外活動におけるクラブ活動の中の児童の活動にも目をくばる。日本の現段階としては教師兼任のケースワーカーも止むを得ない。しかし、任務に従っている一日は完全に教科から離れなければならない。そして漸次、常勤のケースワーカーとしてゆく事が必要である。

B 将来の展開にあつての私見

まず、教師にとっても、父兄にとっても一般市民にと

っても、学校に於いては、先生の人事と等しく生徒の身上は最大の重要性をもって扱われねばならぬ。そのためには、フィラデルフィヤその他にみられた如き、生徒人事相談部等の部局が必要であり、教育委員会は、教師の俸給や建物の管理や、教科書だけを仕事と考えてはいけないう事認識が広く徹底する事が必要である。

次に、日本に自然発生的に発達しつつあるカウンセラーや訪問教師の制度を促進助長してゆく事である。

更に教師の中でも生徒の身上に関係する人に対しては児童福祉並に社会福祉等の社会事業に関する知識の講習がなされる事である。

学校社会事業の日本における導入にあたっては、何よりも先ず中学校において為される事、その方法としては教育委員会直属の出席督励員 (attendance worker) を設ける事。或いは現在の児童福祉司を増員、教育委員会職員として併任し、その給与を負担する事によって、学校巡回駐在を義務化する事も一方法であり、これには青少年問題協議会の協力が必要である。もっとも進歩的には上述のデンバ市に於ける制度を応用して、数校巡回の福祉教諭を教育委員会が自ら学校内に持つ事であろう。

(後記)

本報告をまとめ得たのは国連技術援助局の Miss Kamil 合衆国児童局の Miss Ashton 並に、日本政府、文部省、京都府及び西京大学の御厚意によるものである事に対し感謝の意を表したい。